

神戸市週休2日の推進に係る実施要領（土木・造園工事） 経費補正率

【当初単価が令和2年10月1日から令和3年9月1日を適用するもの】

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※港湾工事4工種（「港湾浚渫工事」「港湾構造物工事」「防舷材、電気防食工事」「海岸工事（港湾工事）」）は、4週8休を達成した労務費のみを補正する。

ただし、港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）は除く。